

議案第 30 号

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について

令和 2 年 3 月 24 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

就学援助費の費目の追加その他所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業実施要綱（平成24年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

第2条第2号エ中「大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 学校徴収金 小学校又は中学校が児童生徒の保護者から徴収する経費で次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費
 - イ 児童生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、学校教育に伴って必要な費用

第3条を次のように改める。

（支給要件）

第3条 就学援助費は、市内に住所を有する児童生徒又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 要保護者に該当していること。
- (2) 準要保護者に該当していること。

第4条ただし書きを次のように改める。

ただし、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、卒業アルバム代等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費及び学校給食費については、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている者を除き、新入学児童生徒学用品費については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。

第5条を次のように改める。

(支給額)

第5条 就学援助費は、毎年度国が定める要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価に準じて、予算の範囲内で支給する。

第6条中「就学援助費申請書」を「就学援助費支給申請書」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「支給対象者」を「申請者」に改め、同条第5項を削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

(支給開始日及び支給期間)

第8条 就学援助費の支給開始日は、4月末日までに申請があったものについては支給要件に該当した当該年度の最初の日とし、5月以降に申請があったものについては支給要件に該当した申請月以降の最初の日とする。

2 就学援助費を支給する期間は、前項に定める支給開始日から当該日が属する学年の末日までとする。

(支給及び委任)

第9条 就学援助費は、第7条の規定により支給決定された保護者（以下「受給者」という。）に、口座振込の方法により各学期の終業後に支給する。ただし、医療費に係る就学援助費は、市長が医療機関に直接支払うものとし、学校給食費に係る就学援助費は、受給者の委任状に基づき学校長を経て支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費に係る就学援助費は、入学前年度の2月末日までに申請があったものに限り、入学前年度の3月に支給することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者が正当な理由なく学校徴収金を滞納した場合は、学校長を経て支給する方法その他市長が適当と認める方法に変更することができる。

第10条中「第2条」を「第3条」に、「様式第3号」を「様式第4号」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条を次のように改める。

(関係図書の保存)

第11条 市長、学校長及び受給者は、就学援助費に係る関係図書、収支に関する

同意書・委任状

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関する事務手続を処理すること
に限り、上記世帯員の地方税関係情報、住民登録情報、児童扶養手当受給状況、大
野市母子家庭等医療費助成状況等を取得することに同意します。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に係る請求及び受領等に関して必要が生
じた場合は、学校長に事務手続きを委任します。

年 月 日 保護者氏名 印

振込希望口座

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義	口座名義が
		普通・当座			

学校記入欄

上記の者を、就学援助が必要な児童生徒として報告します。

年 月 日 学校長 印

様式第2号中「大野市教育委員会」を「大野市長」に、「決定年月日」を「支給
開始年月日」に改める。

様式第3号を削る。

様式第4号中「大野市教育委員会」を「大野市長」に改め、同様式を様式第3号
とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及
び第11条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。